

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 第1回小委員会 会議次第

令和4年3月23日
午後2時開会 / オンライン開催

1 開会

2 小委員会委員及びオブザーバー委員の紹介【資料 2】

3 議事

審議事項：令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について

(1) 小委員会のスケジュール(案)【資料 3】

(2) 新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」(案)【資料 4】

(3) 現行条例と改正法の比較課題整理一覧表(検討素材)【資料 5】
(個票1) 開示、訂正、利用停止(手数料)【資料 6-1】

(個票2) 開示、訂正、利用停止(手続)【資料 6-2】

(個票3) 行政機関等匿名加工情報の提供【資料 6-3】

(個票4) 定義(条例要配慮個人情報)【資料 6-4】

4 閉会

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
小委員会委員等名簿

令和4年3月23日

1 小委員会委員

氏 名	役職・所属団体等	備 考
齋 菜 秀 憲	国 土 館 大 学 法 学 部 ・ 大 学 院 法 学 研 究 科 教 授	委 員 長
やま だ 健 太	専 修 大 学 文 学 部 ジ ャ ー ナ リ ズ ム 学 科 教 授	
つち だ 伸 也	中 央 大 学 法 科 大 学 院 教 授	
菅 野 典 浩	弁 護 士	
たか やま 梢	弁 護 士	
中 村 肇 美	世 田 谷 地 区 労 働 組 合 協 議 会	

2 オブザーバー委員

氏 名	役職・所属団体等	備 考
やま べ 直 義	弁 護 士	

(以上、敬称略)

小委員会のスケジュール（案）

日 時	主な議論内容等（予定）
第1回 令和4年3月23日（水） 14時～	<ul style="list-style-type: none">・基本方針・開示、訂正、利用停止（手数料）・開示、訂正、利用停止（手続）・行政機関等匿名加工情報の提供・定義（条例要配慮個人情報）
第2回 令和4年4月21日（木） 18時～	<ul style="list-style-type: none">・前回の論点整理と確認・個人情報業務登録簿等の作成・公表・開示、訂正、利用停止（不開示範囲）・審議会への諮問
第3回 令和4年5月12日（木） 18時～	<ul style="list-style-type: none">・前回の論点整理と確認・その他の論点・小委員会意見書案の検討
令和4年5月31日（火）	<ul style="list-style-type: none">・小委員会意見書の確定・情報公開・個人情報保護審議会へ小委員会意見書の提出

令和4年3月23日

新たな個人情報保護制度を構築するうえでの
「世田谷区の3つの基本方針」(案)

- 1 世田谷区はこれまで実施してきた、区民の個人情報保護に係る先進的かつ丁寧な保護施策を維持・発展させるよう努めること。
- 2 区が扱う個人情報は、原則、区民が情報主体であることを十分に意識し、今後は一層、その実効性を担保しうる運用上の工夫に努めること。
- 3 行政への区民参加・区民監視の制度として審議会制度が有効であることを確認し、情報公開・個人情報保護審議会を今後も十分に機能させていくこと。

以上

現行条例と改正法の比較課題整理一覧表(検討素材)

この表は、現行の世田谷区個人情報保護条例の規定と令和3年改正個人情報保護法の規定を比較し、課題となり得る事項の全体像のイメージがわかるものとして事務局で整理したものであり、小委員会での検討素材としての資料です。

なお、以下の表において、「影響」の項目については、改正法の規定が現行条例の規定と大きく異なるなど、事務局が改正に伴う影響度合いが高いと考える事項を「高」と記入しております。こちらも検討素材の一つとしていただければ幸いです。

(凡例 : 新条例に規定できると考えられるもの)

現行条例の関係部分	見出し	新条例への規定の可否	検討すべき課題事項	影響	改正法の関係規定
第1章 総則 (第1条～第5条)	目的・趣旨		・新条例への規定の要否		第1条、第3条
	定義				
	・定義の統一化		・各用語の定義の確認、統一化に伴う留意事項		第2条、第60条
	・死者の取扱い		・保護や手続に係る規律の要否等		第2条
	・条例要配慮個人情報	○	・区独自規定の要否(LGBT、DV等)	高	第60条第5項
	対象(実施機関)				
	・区議会		・改正法の適用対象外 (規律の内容等は、区議会が自律的に検討)	高	第2条第11項第2号
責務					
	・区の機関、事業者、区民の各責務		・新条例への規定の要否		第5条、第12条～第14条
施策					
	・事業者等への支援 ・苦情処理のあっせん		・区内事業者や区民に対する支援の方法 ・事業者と区民との間に生じた苦情処理の方法		第13条、第14条
第2章 個人情報等の収集及び登録 (第6条～第9条)	取扱いの制限				
	・収集の制限		・本人以外からの収集やセンシティブ情報の収集に係る直接的な制限規定がなくなることに対する評価・留意点		第61条～第64条
	・利用・提供の制限		・制限の解除要件が変わることに対する評価・留意点		第69条
	・提供先への措置要求		・改正法の規定の確認 (外国にある第三者、個人関連情報、仮名加工情報に係る規定あり)		第70条～第73条
第3章 個人情報等の管理 (第10条～第13条)	・電算処理の制限 ・オンライン結合の制限		・制限に係る規定がなくなることに対する評価・留意点 (安全管理措置等を通じた安全性の確保、セキュリティ対策等)	高	第66条
	・審議会手続		・制限解除に係る審議会への意見聴取手続がなくなること (今後の審議会の役割、審議会条例の改正)	高	第129条
第4章 個人情報等利用及び提供 (第14条～第16条の2)	適正な管理、安全管理措置				
	・区内部における適正管理等		・漏えい等の防止 ・適正管理のための体制確保		第65条、第66条
	個人情報管理責任者の設置等				第66条
第5章 電子計算機による処理 (第17条、第18条)	・委託等に伴う措置		・委託する際に区が留意すべき点 ・委託先における措置(新法の規定の確認)		第66条
	・従事者の義務		・改正法の規定の確認		第67条
新規	・漏えい等の委員会報告と本人通知		・事故対応や再発防止の体制		第68条
第2章 個人情報等の収集及び登録 (第9条)	個人情報ファイル簿				
	・個人情報ファイル簿の作成・公表		・「電子個人ファイル」との関係(業務単位の把握とファイル単位の把握) ・作成の義務がない1,000人未満の電子個人情報ファイルの取扱い		第75条
	・個人情報業務登録簿等の作成・公表	○	・個人情報業務登録簿等の継続の要否		第75条第5項

現行条例の 関係部分	見出し	新条例への 規定の 可否	検討すべき課題事項	影響	改正法の関 係規定
第6章 保有個人 情報等の開 示、訂正及び 利用停止の請 求 (第19条～ 第41条)	開示、訂正、利用停止				
	・不開示範囲	○	・不開示範囲の調整(情報公開条例と整合を図るもの)		第78条
	・開示方法		・電磁的記録の開示方法(行政機関等が定める方法) ・現状にそぐわない規定や取扱いの見直し		第87条
	・手続	○	・現行手続との異同(新条例に存続させるもの等)		第108条
第7章 救済の 手続 (第42条～ 第45条) 審査会条例	審査請求				
	・諮問、審理手続		・審査会条例の改正		第105条～ 第108条
【経過措置】 新規	行政機関等匿名加工情報の提供				
	・提案の募集、審査等		・新法の規定の確認 ・審査基準及び加工基準(規則)の確認 ・手数料の検討 ・適正な取扱いを確保するために留意すべきこと		第110条～ 第114条、 第117条、 第118条
	・契約の締結				第115条、 第120条
	・匿名加工情報の作成				第109条、 第116条
	・手数料	○			第119条
・匿名加工情報の取扱い (識別行為の禁止等、取扱い に係る義務、従事者の義務な ど)				第121条～ 第123条	
第8章 雑則 (第46条～ 第52条) 審議会条例	雑則等				
	・手数料	○	・手数料の検討(情報公開条例との整合も考慮)		第89条
	・運用状況の公表		・個人情報保護委員会による公表の確認		第165条
	・審議会への諮問	○	・今後の審議会の役割	高	第129条
新規	個人情報保護委員会との関係				
	・委員会による監視		・改正法の規定の確認		第156条～ 第160条
・施行の状況の公表 ・情報の提供、技術的な 助言の求め ・条例の届出					第165条～ 第167条
第9章 罰則 (第53条～ 第56条)	罰則				
	・罰則		・現行条例による罰則との異同の確認		第176条、 第180条、 第181条、 第183条、 第185条第3 号

新条例の検討に向けての主な課題（個票 1）

検討項目	開示、訂正、利用停止（手数料）	
関係規定	現行条例	改正法
	第 46 条、情報公開条例第 15 条	第 89 条第 2 項
新条例への規定の可否	開示請求する者は、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。	

関係規定は、資料集参照

課題事項	手数料の検討	<p>現行条例では、手数料を無料としている。 なお、現行条例では、開示請求の開示方法が閲覧又は視聴の場合は、実費相当分を無料としている。また、写しの交付及び送料が必要な場合は、開示請求者の実費負担としている。</p> <p>【交付に要する費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複写機による写し（単色）1枚10円 ・複写機による写し（多色）1枚20円 ・電磁的記録（光ディスク等へ複写）1枚100円 など <p>A3判以下の用紙を用いるが、A3判を超えるものはA3判に換算した枚数分の金額とする。</p>
------	--------	--

考え方 （案）	<p>現在の区民サービスを維持するため、現行条例と同様に、手数料を無料とする。 なお、現行条例と同様に、閲覧又は視聴の場合は、実費相当分を無料とする。 写しの交付及び送料が必要な場合は、開示請求者の実費負担とする。</p>
------------	---

主な意見	
------	--

新条例の検討に向けての主な課題（個票 2）

検討項目	開示、訂正、利用停止（手続）	
関係規定	現行条例	改正法
	第 25 条、第 33 条、第 40 条、 情報公開条例第 11 条	第 83 条、第 94 条、第 102 条
新条例への規定の可否	開示等の決定期限等の手続についての規定	

関係規定は、資料集参照

課題事項	決定期限の検討	<p>(1) 開示決定の期限 【現行条例】 開示請求があった日から 15 日以内 【改正法】 開示請求があった日から 30 日以内</p> <p>(2) 訂正決定の期限 【現行条例】 訂正請求があった日から 20 日以内 【改正法】 訂正請求があった日から 30 日以内</p> <p>(3) 利用中止決定の期限 【現行条例】 利用中止請求があった日から 20 日以内 【改正法】 利用中止請求があった日から 30 日以内</p>
------	---------	---

考え方 (案)	<p>現在の区民サービスを維持するため、現行条例と同様の運用にする。</p> <p>(1) 開示決定の期限 請求があった日から 15 日以内 (2) 訂正決定の期限 訂正請求があった日から 20 日以内 (3) 利用中止決定の期限 利用中止請求があった日から 20 日以内</p>
--------------	--

主な意見	
------	--

新条例の検討に向けての主な課題（個票3）

検討項目	行政機関等匿名加工情報の提供	
関係規定	現行条例	改正法
		第60条第3項、施行附則第7条
新条例への規定の可否	施行附則第7条により、経過措置として、「当分の間」は提案募集を「任意」で行うことができるものとされている。	

関係規定は、資料集参照

* 行政機関等匿名加工情報：

個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工するもの。加工においては、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしなくてはならない。

課題事項	<ul style="list-style-type: none"> ・提案募集制度導入の時期 	<p>現行法制における行政機関等非識別加工情報については、同程度の規模の市区町村の条例における制定事例が存在しない（条例制定 都道府県：2、市区町村：9）ため、区民に与える影響力の程度が想定できない。</p> <p>先行事例がないことから、区における提案募集にあたってどのような匿名加工情報が求められるものか不明である。作成において外部委託を検討することも考えられるが、想定事例が存在しない状況では外部委託の是非や費用の算定をすることができない。</p>
------	--	---

考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日から、都道府県及び政令指定都市にて行政機関等匿名加工情報の提供が義務付けられるため、経過措置の間においては、区と同程度の規模を有する政令指定都市における当該制度の運用状況を確認する。また、施行後、都道府県等の運用事例が十分に蓄積されたことを確認したところで、改めて導入に向けた検討を行う。 ・現時点において、近隣各区で本制度を導入する予定の自治体はないと聞いている。
--------	---

主な意見	
------	--

新条例の検討に向けての主な課題（個票４）

検討項目	定義（条例要配慮個人情報）	
関係規定	現行条例	改正法
		第60条第5項
新条例への規定の可否	区が保有する個人情報のうち、世田谷の地域特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを条例で定めることができる。	

関係規定は、資料集参照

課題事項	<p>条例規定の必要性</p> <p>改正法が定める「要配慮個人情報」を除く、区独自の「条例要配慮個人情報」の該当性について、区の全所属に調査を行った。調査した項目は以下のとおり。</p> <p>【条例要配慮個人情報の該当性調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮が必要な個人情報の業務登録名及び個人情報の項目 ・ 配慮が必要な個人情報の利用目的 ・ 配慮を必要とする理由 <p>その結果、現時点において区において該当する条例要配慮個人情報は存在しなかった。</p>
------	---

考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例要配慮個人情報については、新たな条例に規定しない。 ・ 現時点において、近隣各区で本制度を導入する予定の自治体はないと聞いている。 ・ 法施行後、他自治体の規定状況を注視していく。
--------	--

主な意見	
------	--